

平成29年第9回

荒川区教育委員会定例会

平成29年5月12日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成29年荒川区教育委員会第9回定例会

| | | |
|--------|---|---|
| 1 日 時 | 平成29年5月12日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長 委 員 委 員 | 高 梨 博 和 坂 田 一 郎 高 野 照 夫 |
| 4 欠席委員 | 委 員 | 小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 地 域 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 | 阿 部 忠 資 山 本 吉 毅 平 野 興 一 小 堀 明 美 瀬 下 清 浦 田 寛 士 中 野 猛 佐 々 木 希 久 子 小 川 綾 一 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第26号 平成30年度から使用する小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について

(2) 報告事項

- ア 荒川区奨学資金貸付条例の一部改正について
- イ 平成 2 9 年度春の褒章受章者の報告について
- ウ 平成 2 9 年度文化財保護に関する諮問(案)について

(3) その他

教育長 それでは、ただいまから、荒川区教育委員会第9回定例会を開催いたします。本日の出席者でございますけれども3名となっております。

議事録の署名委員は、高野先生及び坂田先生にお願いいたしたいと思います。

また、1月27日開催の第2回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、御確認をしていただきました。本日、御欠席の委員の皆様からも特段異論がないということで伺ってございますけれども、両先生、特に御意見等がなければ、承認させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 承認とさせていただきます。

それでは本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は、御手元の次第書にも記載してございますように審議事項1件、報告事項3件となっております。

それでは、審議事項から、まず初めに、議案第26号「平成30年度から使用する小学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について」を議題といたします。

それでは指導室長、説明をお願いいたします。

指導室長 議案第26号を提案させていただきます。平成30年度から使用いたします小学校の「特別の教科 道徳」教科用図書の採択に向けまして、教科用図書の調査研究にあたる選定調査会へ調査を依頼する項目を提案いたします。調査項目は5項目ございます。

一つ目は、内容でございます。特色、量について、また内容構成のバランスについて検討させていただきます。

二つ目は、表現でございます。表記・表現について、また、挿絵や図、グラフ、写真等の資料がどうなのか検討させていただきます。

三つ目は、内容項目でございます。こちらが一番特徴でございます。「特別の教科 道徳」ということでございますので、道徳の内容項目についてバランスよく入っているのかどうか、内容構成も踏まえて検討をしていただく予定でございます。

四つ目は、使用上の便宜ということで印刷製本等について、また、特別支援教育への配慮ということで、ユニバーサルデザインの視点からも配慮がなされているかどうか検討させていただきます。

五つ目は、地域性でございます。荒川区の子どもたちが使用する教科書ということに対しまして、地域性がきちんとあっているかということを検討させていただきます。

以上、5点にわたって調査依頼をする予定でございます。

以上でございます。

教育長 ただいま指導室長から説明がありました。若干私からも確認のために指導室長にお聞きしたいと思うのですが、今回小学校の道徳の教科書を選ぶということで、特段、他の教科書と違って、この点を重視して調査を依頼するという項目はありますでしょうか。

指導室長 特に内容項目について低学年が19項目、中学年が20項目、高学年が22項目、文科省から決められておまして、その項目が必ず入ってバランスよくなっている教科書を選んでいただきたいというところが特徴であり、強く申し上げていきたいところでございます。

教育長 例えば具体的にその項目について例示できますでしょうか。

指導室長 まず項目の前に4視点ございまして、主に自分自身に関すること、二つ目が主に人に関すること、三つ目が主に集団や社会に関すること、四つ目が主に生命や自然、崇高なものに関するものという4視点がありまして、その4視点がバランスよく、例えば自分自身に関することであれば、個性の伸長という内容項目になりますし、人に関するものであれば感謝とか礼儀、そういう項目が入っているということでございます。

教育長 ただいまの説明、あるいは資料に関して御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

高野委員 小学校の「特別の教科 道徳」教科用図書の選定に関しまして、初めての教科ですから、文部科学省からの資料をいただくと、教科書選定にあたれると思うのです。道徳の教科の選定は、前もって勉強させていただきたく思います。そして選定に臨みたいと思います。

教育長 それは可能でしょうか。

指導室長 内容項目についての一覧表などをお配りいたしまして、なるべくわかりやすくお伝えしていきたいと思っております。

教育長 お願いします。

坂田委員 内容と内容項目が言語的にどう違うのかわかりませんが、内容項目以外はかなり客観的に判断できるような話であって、教科書会社でこれらを著しく損なっているようなものは多分提案がないと考えられますので、やはり内容項目のところは何ととっても非常に重要だと思います。

バランスは、これも割と客観的な話なのですが、なかなか悩ましいのが項目同士の関連性と書いてあるのですが、これは実は結構難しいと私は思っております。

我々も自分と人、人というのは他者ということだと思いますけれども、他者とコミュニテ

イ、社会と生命や自然、これらをどう考えればよいのか、僕らの中でも議論することがあるのですが、例えば最近では人類と地球社会という言葉を使ったり、人類社会といったときに、生命や自然が入るかということ、多くの人の語感からみてそれは入らないということなのですが、一方で密接に関係はあるのです。それから、人類の中でも自分についてどう考えるかということと、他者についてどう考えるかということ、当然のことながらものすごく関係性があるのです。

例えば自分に関して、自分をマイノリティの環境に置いたりすると、やはり自分を客観的に、距離を置いて自分を見られるようになるわけですが、そういう経験というのは実は他者との関係においても非常に重要です。口で他者を理解すると言っても実際にはかなり無理な話で、やはり自分の経験を通して他者のことを知るというのは非常に重要だと思っております。自分がマイノリティの環境に行った経験があれば、例えばほかの区から転校してきた子、突然マイノリティの立場になった子の気持ちもわかるわけですね。そういう意味で、自分と他者との関係があるし、今のは一例ですが、先ほどおっしゃった四つの重要な視点、この間には実は非常に多様な関係性があるのです。だから内容項目同士の関係性というのは「2 - 1をやったら3 - 1と関連しますよ」とか、そういう機械的な話には必ずしも捉えられなくて、もっと内容について我々は深く検討する必要があると思います。

そういう意味で、せっかくこれは専門家の方々への調査依頼なので、そういうところをよく検討してもらいたいということなのですが、客観的な話はむしろ事務的にチェックすれば大体できる話ですね。

教育長 どうですか、指導室長。

指導室長 今、坂田先生からお話があったとおりでございます。例えば個性の伸長という内容項目であれば、まず低学年におきましては自分の特徴に気づくという段階が低学年の内容項目の目標になっておりまして、中学年になれば同じ個性の伸長なのですが、今度は自分の特徴に気づいた上で長所を伸ばそうとするというように、だんだん発達段階が少しずつ上がると。高学年になればその特徴を知って短所を戒めて長所を伸ばしていこうと、だんだん成長の度合いと目標が合っておりまして、そういう内容項目が教科書で必ず入っているかどうか専門的な視点で見ていきたいと思っております。以上でございます。

教育長 どちらかということ、それは学年の接続だとか発展性ですね。内容項目同士の関連性とはどういうことですか。

指導室長 内容項目同士ですね。例えば四つの視点で申し上げたところで、まずAが自分と関係する、Bというのが人と関係する、ここはとても関係するようなもので、内容項目の中でいえば個性の伸長と友情というのが全くAとBの部類に入っているものなのですが、とても

影響があるものなので、そういうところを内容項目の関係性というところで捉えられると思います。

教育長 いかがでしょうか、坂田先生。

坂田委員 いずれにしても5項目のうち、見ればわかるとか、検定を受けているわけなので当然そうになっているという話は、それはそれでももちろん自由ではあるのだけれども、それを確認する程度の話なので。今回、高野委員がおっしゃったように初めてのケースなので、今おっしゃったような内容的に見て我々が検討する上で重要な助言となるようなことをぜひお願いしたいと思います。

項目のうち荒川区に関連してというのは、荒川区のものを書けというのは少し無理があるので、東京の下町の規律だとかそういうことでいいと思います。

いずれにしても内容が非常に重要なので、専門調査会の先生方も時間に限りがあるので、そういったことに時間を使っていただきたいということです。

高野委員 賛成ですね。いかにそのところを上手に説明しているか。例えば自分と他者の間をどうすればいいか、各学年に及びますものね。僕は最初に江戸しぐさ、思いやりの心をまずみんなに教えるようにした方がいいのではないかなと思っていますが、どこを視点とするのか、勉強させてください。楽しみにしております。

教育長 ただいま貴重な御質疑をいただきました。今後具体的な調査結果についてはまた後日報告をいただきたいと思います。調査依頼項目については、この5項目とさせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

教育長 異議がないものと認めます。それでは、議案第26号「平成30年度から使用する小学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択に係る選定調査会への調査依頼項目について」、原案どおり決定をさせていただきます。

続いて報告事項に移らせていただきます。初めに、「荒川区奨学資金貸付条例の一部改正について」、学務課長、御説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、「荒川区奨学資金貸付条例の一部改正について」御説明をいたします。入学準備金としてお貸しする奨学金につきまして、今年度の募集となります平成30年度の入学者から、返済を免除する規定を追加するものでございます。

入学準備金の申し込みに関する要件につきましては、これまでと変わらず、成績要件としましては評定の平均が5段階の3.0以上、年収にいたしますと4人家族で約770万円程度を限度としてございますが、返済を免除することに関しましては、高校を卒業した後、若しくはその後大学等に進学された場合は最終の学校を卒業されてから5年間の間に3年以上

荒川区に住民登録をし、納付義務のあります区民税を2年間納付していただくことを条件としたいと考えております。

御手元の資料の下の方に、卒業後5年間のモデルケースを記載させていただいております。卒業後、すぐに就職しなくとも海外でボランティアや留学などをされた後、荒川区にお戻りいただき、税金を収めていただければ返済を免除したいと考えております。

こういった御本人の状況につきましては年に1回程度、現況届として今の状況をお知らせいただく書類ですとか、公簿で確認していきたいと考えております。

裏面を御覧ください。今回の改正に合わせて対象といたします高等学校等に関しまして、専修学校高等課程を今般あわせて明記するものでございます。

今後の予定といたしましては、6月の議会で条例改正をお認めいただきました後、新たな条件で例年どおり10月に募集を開始する予定でございます。

御説明は以上です。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

坂田委員 これは毎年どれくらいの方に奨学資金を対応しているのでしょうか。

学務課長 今年1年生になった方が9人、去年が7人、その前が9人。大体平均すると毎年10人くらいです。

坂田委員 毎年10人くらい。

学務課長 はい。

坂田委員 そうすると、予算額のところに私立12人、公立6人とあるではないですか。これは多くの方が免除を受けるということですか。

学務課長 いえ、例年この程度の予算を枠でとっているのですが、いつも結果としてこの人数になっているということになります。

坂田委員 そういうことですか。

学務課長 今回この条件を追加することで、この予算額の中でどの程度の応募人数になるのか、これを超えてくるのかというところは、ちょっと現段階ではなかなか判断しにくいところです。

坂田委員 この予算額というのは免除の予算額ではなくて、貸付がこの予算額なのですね。なるほど。

高野委員 意外に応募する人が少ないなという印象です。10人とは、ちょっともったいない。宣伝が行き届いているのでしょうか。もっと活用してほしいですね。こんなすばらしいシステムはないと思いますから。

教育長 それに関連して学務課長、確認です。今まで10件程度の申し込みにとどまっている

というのは、やはり借りても返さなくてはいけないということがあるから、どうしてもそんなに件数が多くないということなのではないでしょうか。

学務課長 毎年コンスタントに返済が終了している方がいらっしゃいますので、返済が大きな課題になっているところとはまた違う理由があるのかなという印象もあるのですが、なかなか評定3.0が難しい場合もあつたりですとか、何とも判断しづらいものはあります。あとは都立高校の授業料が無償になったので、そこは少し影響があつたかなと思っております。

教育長 都立高校授業料免除、そしてまた今度、私立高校も都の制度で授業料が全額近く補助されるということで、入学準備金については何とか自分で工面できるというお家が多かつたということなのではないでしょうか。

坂田委員 ちなみに今のタイミングで返還免除の条件を追加されるというのは、どういうことがきっかけなのですか。

学務課長 子どもの貧困対策の一環という意味と、あとは優秀な人材に荒川区で今後また住んでいただいて、荒川区にいろいろな面で貢献していただくという、未来への投資という意味で今回追加するものです。

教育長 加えて先ほども申し上げたように、都立高校で授業料が免除になったり、東京都の制度で私立高校の授業料相当分の補助が始まったのですけれども、入学金については、都の制度ではフォローができていないということで、経済的に困難な御家庭が、いくら授業料が補助になりますよと言われても、入学金を工面できないがために私立高校への進学を諦めるといふ例がありますので、都の補助制度や国の奨学金でカバーできない部分を荒川区として御援助しましょうというのが趣旨です。

坂田委員 そういう意味では実際どれくらい皆さんの御期待があるか、まだ我々はなかなか見込みができないということなのですが、先ほどのような目的を考えると、やはりもう少し広報するということが必要だと思ふのです。そうしないと目的と制度の趣旨が食い違つてしまうので。

教育長 そのとおりだと思います。せっかくこういった都の授業料の補助だとか、あるいは区としても入学準備金の免除の制度が今後できてくるわけですから、それを目標に子どもたちが高校への進学を希望すると、高校進学へ向けて頑張るといふような、そういった目標に邁進してもらえるために、ぜひPRをお願いしたいと思います。

学務課長 中学3年生全員にこちらの御案内のチラシは配付させていただいておりますので、あとは区のホームページ等の記載と、対象となるお子さんがいる場合には学校の方から積極的に声をかけていただくようにもお願いしておりますので、今年度も同様に広報に努めたい

と思います。

教育部長 これまでの制度と同様に貸し付ける際の条件は一緒ですが、返済を免除する条件としてある所定年限での卒業だとか、5年間のうちの3年間の居住、納税義務とか、それほど高くないハードルを加えることで、もしかしたらもっと増えるのではないかと考えています。

やはり若干、貸し付けで債務は返さなければいけないというところが将来に向かって負担があるようで、そのハードルを高くしないで、それほど高くないハードルをクリアすればお金は返さなくていいですよというところが、今回の制度の趣旨になります。そういった意味ではもう少し気軽に借りられるのではないのかというのが事務局の方でも考えているのですが、それがここで言っている予算の、私立12名、公立6名ですけれども、これを超えるのか、もっと少なくなってしまうのか、どうなるかというのはちょっとまだ見えていないところは実際にはあります。ほかの区の例で言うところこういった制度を足立区はやっていて、もうちょっとハードルが高いです。例えば、成績要件3.0が4.0とか。5段階評価で荒川区の場合3なのですが、4.0とかいうところで、平均で各科目が4か5ぐらいとっていないと貸し付けが受けられないようにしているのですけれども、それでも今までよりも返済免除型にしたらぐっと申し込みが来たという状況のようなので、そういった意味では荒川区の場合はさらにハードルが低いので、増えるのではないかなという想定はしております。

坂田委員 子どもの貧困問題をずっと荒川区で検討してきて、なぜ検討しているかということ、やはり相対的に見て、本区の特徴として課題が大きいということと、大きいというのはやはりそういうことを我々が考えないといけない、対象の方が多いということだと思のです。だから今おっしゃったように、ある程度そういった都の制度の足りないところを我々が本格的にカバーできれば、全体の趣旨に沿ったものになるのではないかと、こういうことなのです。

高野委員 今のお話のごとく総括的になりますけれども、非常に好条件なのです。荒川区に3年以上在住して2年以上の税金を払えばいいという。ですから今後、増える可能性があります。その前に、大前提として、これは御家族の所得が770万以下なら応募ができるということを区民に周知することです。すばらしいシステムですから活用していただきたいですね。応募が増えることを期待します。

教育長 先ほど来、先生方から御指摘いただいたように、十分この制度が活用されるよう、中学校、場合によっては小学校も含めて、子どもたち、そしてまた子どもたちを抱えた御家庭への周知に努めさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「平成29年度春の褒章受章者の報告について」、生涯学習課長、

お願いします。

生涯学習課長 件名でございます。平成29年度春の褒章受章者につきまして御報告申し上げるものでございます。

表彰等の種類ということで、表彰名、平成29年度春の褒章 黄綬褒章（労働分野）でございます。表彰者、功績名につきましては記載のとおりとなっております。

受章者でございます。氏名・田中清介さんでございます。平成21年度に荒川区指定無形文化財保持者となり、その後、東京都優秀技能者知事賞を受章いたしまして、国の制度でございます「卓越した技能者」として、これを経ての受章となっております。

最後に、表彰式等でございますが、伝達式が5月16日の火曜日、11時30分から、会場は厚生労働省中央合同庁舎にて行われるものでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明、報告案件につきまして御質疑お願いいたします。

ちなみにこの黄綬褒章、たしか前は菓子満さんが受けて、2回連続で荒川区の伝統工芸といえますか、マイスターの方が受けられるということでしょうか。

生涯学習課長 そうです。

教育長 本当に名誉なことです。田中さんは伝統工芸技術保存会の会員でもいらっしゃって、毎回伝統技術展に出展をされているのでしたね。

ふるさと文化館長 出展されております。ちょっと前までは火づくり実演もテントを張ってやってくださっていたのですが、現在ちょっと腰が痛いということで、実演はございません。

教育長 田中さんは後継者はいらっしゃるのですか。

ふるさと文化館長 残念ながらいらっしゃらないです。

教育長 それがあったくないですね。でも本当におめでとうございました。

それではよろしいでしょうか。

では3番目の案件、「平成29年度文化財保護に関する諮問（案）について」を議題いたします。それでは生涯学習課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 平成29年度文化財保護に関する諮問（案）につきまして御説明申し上げます。骨子でございます、平成29年度荒川区登録・指定文化財候補につきまして、荒川区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

こちら、審議会の日時でございますが、平成29年5月22日月曜日の16時からを予定してございます。

諮問事項でございます。まず、（1）荒川区登録文化財につきましては、この記載のとおり4件でございます。続きまして、（2）荒川区指定文化財につきましては、この記載のと

おりの2件でございます。なお、具体的な内容につきましては、本日出席しております、ふるさと文化館長・野尻より御説明申し上げます。

教育長 それでは野尻館長、説明をお願いいたします。

ふるさと文化館長 平成29年度荒川区登録・指定文化財の諮問候補について御説明させていただきます。資料一覧表と写真を用意いたしましたので、御覧になっていただければと存じます。

まず登録文化財ですが、有形文化財・建造物、荒川遊園煉瓦塀、こちら荒川区西尾久六丁目9番7号、昔の小台橋小学校、新小台橋保育園が整備される予定地の西側に、川の方に向かって残っているものでございます。これは広岡煉瓦工場及び荒川遊園に関連する煉瓦塀だと考えられております。

こちらの土地は区が所有しております、煉瓦塀の保存が懸案として挙がっておりましたが、耐震補強工事をした上で保存するという事で考えております。こちらがまず1件でございます。

写真がちょっとわかりにくいのですが、説明板の左側に煉瓦が写っておりますがこれが真っ直ぐ続いております。

教育長 何メートルくらいあるのですか。

ふるさと文化館長 50メートルくらいあると思います。川に向かってずっと続いておりますので。こちらの煉瓦塀を補強工事した上で残したいと考えております。

続きまして、有形文化財・歴史資料、杉野中尉殉難の碑、こちら東尾久五丁目6番9号にございます。大正6年に尾久で発生した航空界初期の墜落事故の被害者杉野中尉の慰霊碑でございます。大正7年3月25日に建立されました。

28年度に区の防災用地取得に際して、碑を管理しておりました熊野前商店街振興組合より、碑を現在地で保存してほしいという要望書が出まして、こちら近代の資料ではございますが、これまでも地元の方々が大事にしてきたものでございますので、このたび諮問の候補に挙がっております。

続きまして無形文化財・工芸技術、表具。こちらは東尾久三丁目にお住いの田尻和久さんでございます。昭和41年の生まれで50歳になります。平成2年より27年にわたり従事しております。

屏風を中心とするお仕事でございまして、お父様から技術を修得しております。お父様は福井県出身で、上京して日暮里の大平工芸で表具の製作に従事し、その後独立されました。

荒川区伝統工芸技術保存会に所属しております、毎年、伝統技術展、それから学校職人教室に出演されております。ちなみに文化財保護推進委員にもこのたび就任していただきま

した。こちらの田尻さんですが、右側に小さい屏風を出しておりますけれども、現在のお仕事では増上寺の屏風ですとか、襖などの修理も頼まれてやっているそうです。

続きまして無形文化財、天王祭の神輿渡御行事。素盞雄神社天王祭保存会（仮）とございますが、現在、保存団体を検討中でございます。南千住六丁目60番1号、素盞雄神社内に事務局を置きます。

京都祇園祭と同様に夏に流行する疫病を祓う都市型祭礼。3年に一度、6月初めに本社神輿の御神幸祭（「本祭」）が行われ、町屋・南千住・三ノ輪・三河島の61カ町の総代・氏子が神輿巡行に参列執行いたします。「宮出し」・「宮入」、二天棒の神輿を左右に大きく振る「神輿振り」の勇壮さが特徴で、江戸の中で最初に行われる天王祭として江戸時代から知られていたお祭りでございます。

お祭りの様子や神輿振りの写真を1枚置いてございます。

続きまして、指定文化財。有形文化財・絵画、板本着色平経正竹生島詣図絵馬でございます。こちらは、西日暮里三丁目の延命院さんに所蔵されているものでございます。昨年度登録文化財になったものですが、続いて、指定のための諮問をします。

延命院の七面堂に安置されている「平家物語」の竹生島詣を描いた大絵馬でございます。狩野派の絵師の麗斎泰信筆、暁雲斎意信補筆という絵でございます。非常に大型の絵馬でして、今年度中にもう一度、調査をしたいと思っております。

それから無形文化財・工芸技術、木版画摺の川嶋秀勝さん。昭和19年のお生まれで73歳になられます。西日暮里三丁目にお住いです。

昭和34年より49年にわたり仕事に従事されています。千社札や浮世絵などの摺物を木版で摺る仕事をされております。

工房は西日暮里三丁目11番8号。関岡扇令さんの工房ですが、こちらをお仕事場にされております。

荒川区伝統工芸技術保存会に所属されていて、毎年、伝統技術展、学校職人教室に出演されています。平成17年度登録です。現在、匠育成事業を使ってお弟子さんを指導中でございます。写真につきましては、裏面が川嶋秀勝さんでございます。右側の作品は川嶋さん御自分で絵も描かれますので、オリジナルの浮世絵版画でございます。以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、何か御質疑はございますでしょうか。

坂田委員 延命院の竹生島詣の絵馬ですけど、2年連続で一挙に引き上げられたわけですが、そういう対象とされた要因とございますか、そういうケースがそんなにたくさんあるわけではないと思いますが。

ふるさと文化館長 延命院さんはなかなか調査が難しいお寺さんでして、ようやく絵馬を昨年

見せていただいたところです。

美術史の担当である、会長の河合先生でして、今後、近世の絵画史上こういったものはきちんと調べておいて、保存の措置を講じるべきではないかという御意見もございまして、続けて指定にもっていき、延命院さんとの関係をまた良好に保ちたいということでございます。

坂田委員 わかりました。

教育長 川嶋さんは関岡さんのところで一緒に仕事をされているのですか。

ふるさと文化館長 そうです、工房の中に摺りをする部屋と彫りをする部屋と別々にございまして、そちらでお弟子さんの指導もされております。

教育長 では、セットでできてしまうのですね、彫りと摺りと。

ふるさと文化館長 そうです。ですから大体版木は関岡さんが彫られたものを使っています。

教育長 それでは、よろしいでしょうか。では、平成29年度文化財保護に関する諮問(案)についての報告を終了とさせていただきます。

以上が予定しておりました事項でございますけれども、そのほか事務局より連絡事項がございます。

教育総務課長 議案について1件、文書付議を後ほどさせていただく予定でございます。前回の教育委員会で御説明しました「損害賠償請求事件に関する和解について」、今回、和解議案を荒川区議会に提出するに当たりまして、区長からの意見聴取がございますが、議案提出時期との関係で来週の半ばくらいだと思いますが文書付議になる予定でございますので、御理解をいただければと思います。

また、区長の方から意見聴取が決まり次第、先生方に送らせていただきますのでよろしくお願いたします。

教育長 内容は教育センターで起きた事故です。

教育総務課長 当時小学2年生の男の子が額に傷を負ったという事故でございます。

教育長 それでは、ただいまの件については後ほど文書付議となるかと思いますが、ぜひ御了承いただければと思っております。

以上をもちまして、教育委員会第9回定例会を閉会させていただきます。

了